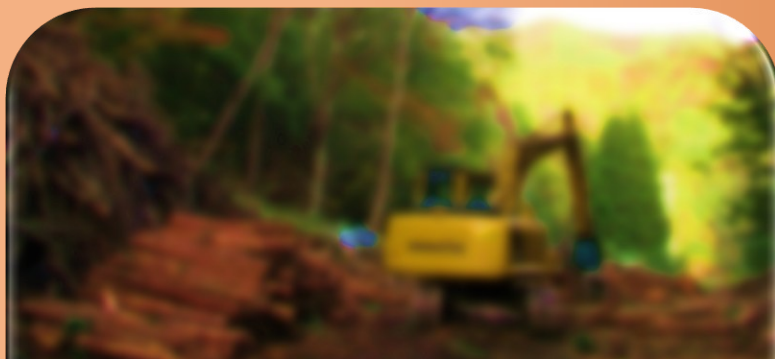


「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」の運用について (適切な分別管理と証明書の発行)



主な説明

1. 再生可能エネルギーの固定価格買取制度 (FIT/FIP制度)
2. 「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」
 - (1) 燃料材の由来区分の正しい理解
 - (2) 分別管理の徹底
 - (3) 適切な証明書の発行
3. ライフサイクルGHG情報伝達への対応

この資料は、認定団体の皆様が認定した事業者の方々への説明会等にお使いいただくことを目的として作成しました。

2025年8月

(一社) 日本木質バイオマスエネルギー協会

1 制度の目的を理解して、上手に活用

(少し硬い話で恐縮です)

■ FIT/FIP制度：

資源エネルギー庁が所管する「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」（略称：再エネ特措法）に基づく制度

＜法の目的＞

再生可能エネルギーの利用により、エネルギーの**安定的かつ適切な供給**の確保及び**環境への負荷の低減**を図るため、交付金（再エネ発電賦課金）による電力買取等によって、再生可能エネルギー源（電気エネルギー）の利用を促進し、**国際競争力の強化、産業の振興、地域の活性化、国民経済の健全な発展**に寄与

同庁の「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）」において運用等を解説

■ 林野庁のガイドライン：

「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」

木質バイオマス**燃料の区分**とその**証明、取扱方法**などを記載、「木質バイオマス発電・証明ガイドラインQ&A」などもあります。

2 何よりも負担者（国民）の信用と信頼が不可欠

- 再生可能エネルギー発電の買取価格（交付金）の原資は、すべての電気利用者（＝全国民）からの**賦課金**です。このため、調達価格区分に応じた、**分別管理**や**証明**など**適切な取り扱いが求められます**。

電力会社は法律に基づき、再生可能エネルギー発電事業者の申込みにより、定められた期間及び価格で電力を買い取る義務があります。

電気ご使用量のお知らせ		様	
ご使用場所			
28年 7月分	ご使用期間 6月10日～ 7月10日 検針月日 7月11日 (31日間)	ご契約種別 従量電灯B	
ご使用量	215kWh	ご契約 30A	
請求予定金額 (うち消費税等相当額)	5,167円 382円	当月指示数 5890	
基本料金	842円40銭	前月指示数 5675	
電力量料金		計器乗率 (倍) 215	
・1段料金	2,342円40銭	取替前計量値	
・2段料金	2,470円00銭	計器番号 (下3桁)	435
・燃料費調整額	-915円90銭		
再生エネルギー賦課金	483円		
口座振替割引	-54円00銭		
燃料費調整のお知らせ (1kWhあたり)			
7月 (当月) 分 -4円26銭			
8月 (翌月) 分 -4円67銭			
翌月分は当月分に比べ -0円41銭			
今月分 振替予定日 7月22日			
次回検針予定日 8月 9日			
地区番号 09		お客さま番号	
お問い合わせ先 / カスタマーセンター お引越・ご契約に関するご用件 0120-995-661 停電・設備に関するご用件 0120-995-007		検針員	

東京電力エナジーパートナー株式会社
事業所コード (608)

お問い合わせ先
(カスタマーセンター)
お引越・ご契約のご用件 0120-995-661
停電・設備に関するご用件 0120-995-007

画像引用 (Ene Leaks URL: <http://eneleaks.com/?p=10842>)

3 こんな事例がありました

2019年10月に「剪定枝について、受入時に一般木質バイオマス証明がないにもかかわらず、チップ加工して出荷する際には、発電施設に対して一般木質バイオマス証明を添付していた」とするチップ加工事業者が**認定取消し**となりました。

（当該事業者については、2017年度にも同様の不適正処理が発覚し、認定団体による緊急指導も実施されたました。その後も改善が図られなかったことから取消されたとのことです。）

- ・再生可能エネルギーへの関心が高まっています。このため、FIT/FIP制度に関する不正の疑いが生じると、厳しく報道されることがあります。
- ・特に木質バイオマス証明ガイドラインの運用は、買取価格に直結する話であり、厳格な運用が求められます。**不正などが明らかとなった場合、発電事業者が処分され、電力会社から該当の電力買取費の返還を求められる可能性があります。**
- ・発電所の建設や運用には多額の費用がかかっており、上記の事態が発生すると、その瑕疵や過失が関係事業者にあるとされた場合には、**発電事業者から関係者に対して損害賠償請求などが行われる可能性があります。**

4 燃料の調達区分を正しく理解しよう

「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関するガイドライン」による燃料の由来区分

流通・製造過程 由来の生育地の由来				直接燃料に加工		製材等残材
				間伐	主伐	
国産材	森林由来	国有林				
		民有林	保安林又は経営計画			
			保安林外かつ経営計画外			
	森林以外・工事支障木など					
輸入材						

「間伐」
伐採率が35%以下、かつ伐採年度から起算しておおむね5年後に再びうっ閉することが確実に認められること

■ 間伐材等由来の木質バイオマス
(国有林、保安林、経営計画、間伐)

□ 一般木質バイオマス

いずれも発生段階からの証明書の連続が必要です。そうでなければ「建設資材廃棄物」と同じ扱いとなります。

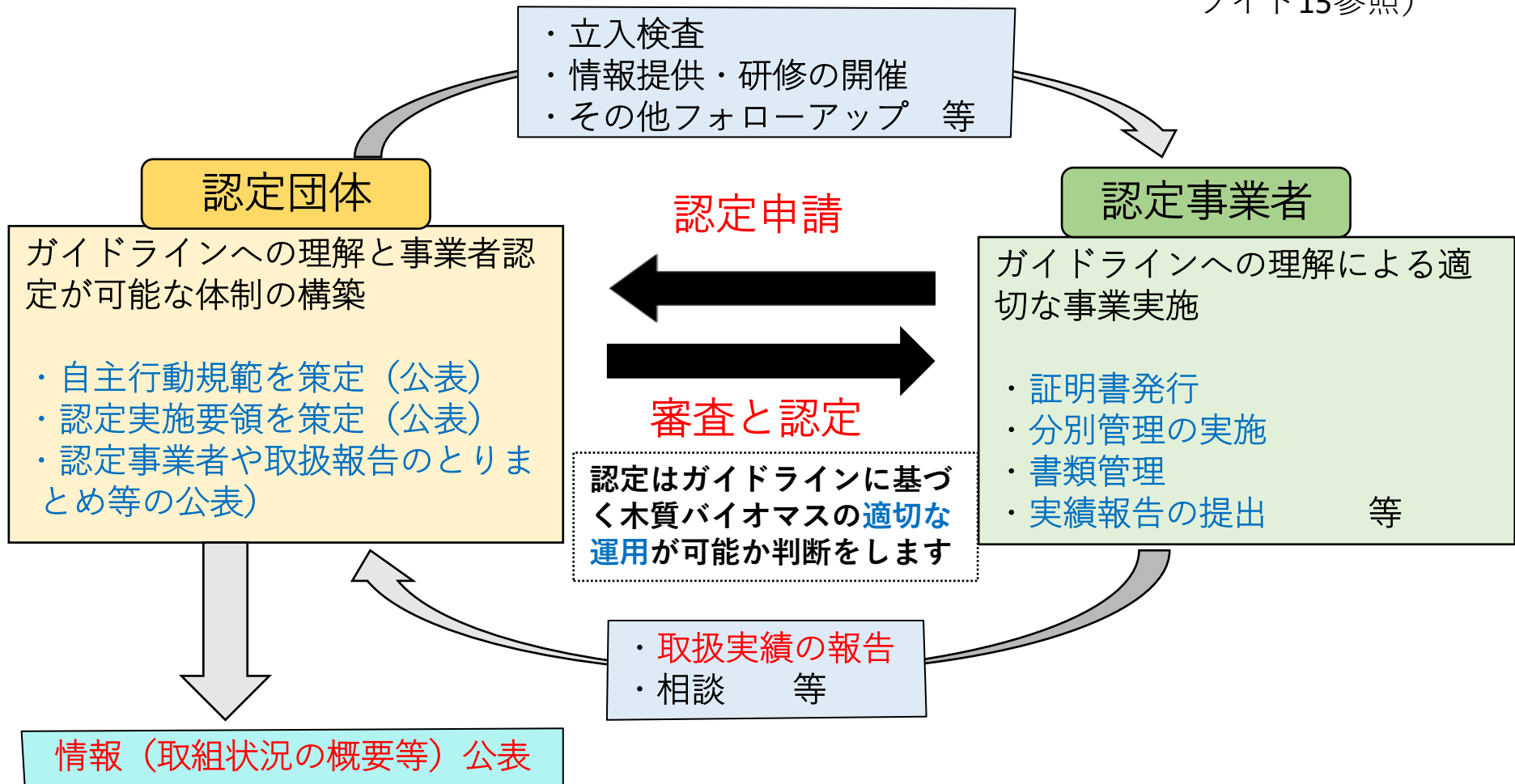
調達区分による売電価格

調達区分		1 kWhあたり調達価格（税抜）			調達 期間
		2014 年度以前	2015～ 2017年度	2018年度～ 2023年度	
間伐材等 由来	2千kW以上	32円			20 年間
	2千kW未満	40円			
一般木質 バイオマス	2万 kW以上	24円		入札制	
	1万kW以上 2万kW未満	※2万kW以上のみ 2017年10月からは21円			
	1万kW未満				
建設資材廃棄物		13円			

5 燃料区分の証明は、認定を受けることが必要

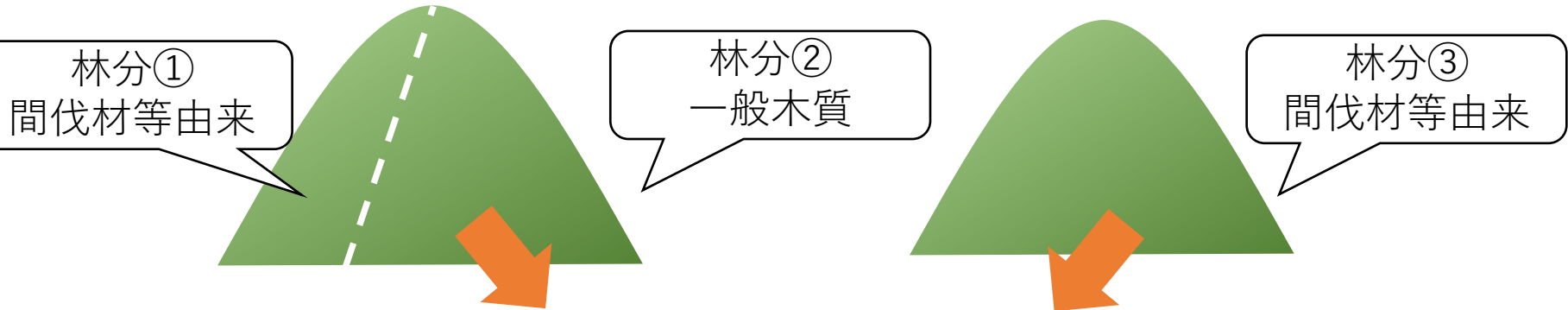
証明書の発行には**認定を受けることが必要です**

※ 剪定枝など条件によって例外あり（スライド15参照）



6 分別管理が不可欠となります

- 重要なポイントは、異なる由来区分（異なるLC-GHG情報区分）の燃料材等を一緒にしないこと。

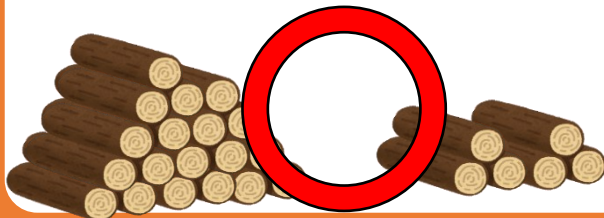


どのように分別管理すべきか

由来ごとに分別して管理

材① + 材③

材②



由来の異なる材を混在して管理

材① + 材②

材③



すべて一括して管理

材① + 材② + 材③



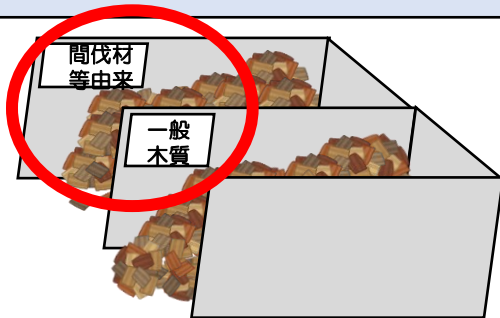
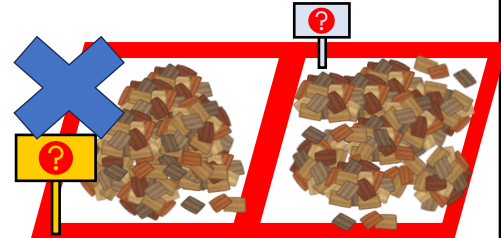
※ GHG関連情報の区分が異なる場合は、情報を明らかにできる管理が必要

7 分別管理 ～保管場所での表示～

異なる区分の木質バイオマスを**明確に分ける**。また、**第三者から見ても分別されている**ことが明らかな状態にする（表示が重要）。



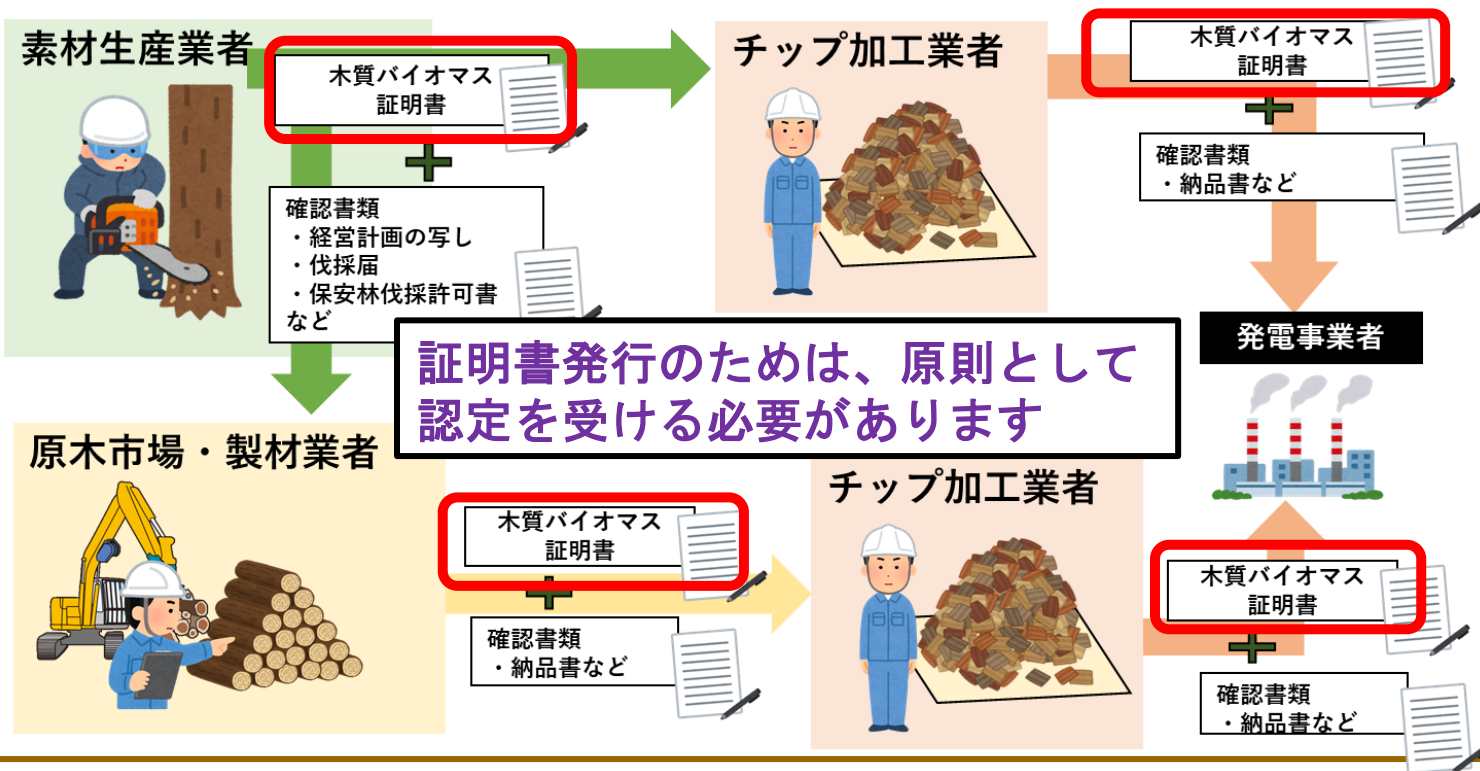
8 分別管理の具体例 ～チップ加工場～

業種	判別	実例
チップ加工業者	○	保管区域を物理的に分け、表示している (混ざらないようになっている) 
	○	置き場所を区分し、明示している 
	○	期間ごとに使用する木材の区分を決めて、 期間中は異なる区分の木材を取り扱わない (期間中は該当区分を看板等で明示) 
	×	区画ごとに分けているが、表示がされていない (第三者からは、由来がわからない) 
	×	比率で管理している

9 木質バイオマスの由来区分の証明書

燃料材（丸太やチップ）を見ても、由来・区分はわかりません。このため、「バイオマス証明ガイドライン」による証明が必要となります。

伐採から、加工・流通の**各段階**において、**切れ目なく**証明されることによって、発電所で該当する由来区分による燃料材としての取扱いが可能となります。



10 証明書に記載すべき事項

証明書では、**木材の由来区分と分別管理の適切な実施**を証明することが求められます。あわせて、GHG関連情報が必要な発電所にて利用される燃料材の証明書には、**LC-GHG関連情報の記載**が求められます。

証明書に記載すべき項目は、次の表のとおりです。証明書の様式は、バイオマス証明ガイドラインの本文の別記（記載例）をご確認ください。

取扱段階	記載事項
各段階で共通	➡ 認定番号 ➡ 宛先（販売先） ➡ 木質バイオマスの 区分 ➡ 数量 ➡ 樹種 ➡ GHG関連情報
伐採段階 （上記共通に加えて）	➡ 出材された場所等（添付書類と一致すること） ➡ 由来を確認するための書類（写）を添付
法令手続きが必要のない 木材などの発生段階	➡ 物件名（剪定枝、街路樹、河道内樹木などの種類） ➡ 発生場所（伐採箇所など）

11 証明書に添付すべき書類

伐採段階については、由来区分を**確認するための書類（写）の添付**が必要です。

必要な添付書類

区分	添付書類
間伐材等由来 バイオマス （伐採段階）	森林経営計画認定書、事後の伐採届、 保安林内間伐届出書、 保安林内立木伐採届出書、 保安林内立木伐採許可決定通知書 森林管理署等との売買契約書 など
一般木質 バイオマス	伐採届、各種請負契約書や所有者等の確認書、 法令による伐採の手続きが不要な立木：所有者又は伐採者、ダム等の管理者（流木）による由来の証明書 など

12 証明書の様式＜伐採段階から＞

別紙1 伐採段階における間伐材等由来の木質バイオマスの証明書の記載事項例 例1 民有林からの出材の場合

番 号 令和 年 月 日	
発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマス証明	
〇〇（販売先） 殿	〇〇素材生産事業者 認 定 番 号
下記の物件は、間伐材等由来の木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。	
記	
1. 間伐材等由来の木質バイオマスの種類（間伐材、保安林から出材された木材、森林経営計画対象森林から出材された木材のいずれかを記載。間伐材に、除伐によるものを含む場合は、その旨を記載。）	
2. 伐採許可（届出）年月日、許可書発行者及び伐採許可番号等	
3. 物件（森林）所在地	
4. 樹種	
5. 数量	
6. GHG関連情報（GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合）	
(1) 原料区分	
☐ 林地残材等	
☐ その他伐採木	
(2) 原料輸送区分	
トラック最大積載量： ☐ 1t車以上 ☐ 2t車以上 ☐ 4t車以上	
☐ 10t車以上 ☐ 20t車以上	
輸送距離： ☐ 10km以下 ☐ 20km以下 ☐ 30km以下 ☐ 40km以下 ☐ 50km以下	
☐ 100km以下 ☐ 150km以下 ☐ 200km以下 ☐ 300km以下	
※ 伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可の通知等の関連書類の写しを添付。 また、森林経営計画対象森林から出材された木質バイオマスについては、伐採及び伐採後の造林	

届出書、保安林伐採許可の通知等に代わり、森林経営計画の認定に係る情報を記載するとともに認定書の写しを添付。

ただし、林野庁作成の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（平成24年6月）」2（1）①の除伐により生じた木質バイオマスにあっては、地方公共団体が独自に行う証明制度等に基づいた証明書（所有者名、住所、樹種、法規制がなく適切に伐採した場合はその旨等を記述）を添付。

GHG関連情報（2）原料輸送区分のうち「輸送距離」については、10km単位（切り上げ）の情報を伝達するため、記載方法として、チェックボックスの追加記載（例えば、☐250km以下、☐350km以下など）や10km単位での数値記入欄の設定（例えば、「☐ 〇km」）が可能。

内航船輸送を行う場合には、GHG関連情報として、内航船の輸送距離（10km単位（切り上げ））と積荷状況の区分（「空荷の復路を含む」又は「往路のみ」）を追加記載する。

その他GHG関連情報の内容については必要に応じた加除（例えば、原料輸送を行わない場合は「原料輸送区分」の項目を削除、トラック最大積載量のうち使用しない車種区分の項目を削除など）が可能。

注 本様式の証明書の作成に代え、伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可の通知等の写しに必要情報を追加記載することで証明書とすることも可能。

GHG 関連情報（1）原料区分のうち「その他伐採木」は、伐採齢 20 年以下の主伐の場合に使用することに留意。

6 は、LC-GHG関係情報の記載です。
選択肢でなく、該当区分や実数値の記載でも可

1 3 証明書の様式＜加工・流通段階から＞

別紙2-1 加工・流通段階における間伐材等由来の木質バイオマスの証明書の記載事項例

番 号			
令和 年 月 日			
発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマス証明			
○ ○ 殿 (販売先)	○○チップ製造事業者 認 定 番 号		
下記の物件は、全て間伐材等由来の木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。			
記			
1. 樹種			
2. 数量			
3. GHG関連情報（GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合）			
(1) 原料区分、原料輸送区分			
原料区分	原料輸送区分	構成比	備考
(2) 加工区分			
☐ チップ加工			
☐ ペレット加工（乾燥に化石燃料利用）			
☐ ペレット加工（乾燥にバイオマス利用）			

(3) 製品輸送区分

トラック最大積載量：☐1t車以上 ☐2t車以上 ☐4t車以上

☐10t車以上 ☐20t車以上

輸送距離：☐10km以下 ☐20km以下 ☐30km以下 ☐40km以下 ☐50km以下

☐100km以下 ☐150km以下 ☐200km以下 ☐300km以下

※ GHG関連情報（3）製品輸送区分のうち「輸送距離」については、10km単位（切り上げ）の情報を伝達するため、記載方法として、チェックボックスの追加記載（例えば、☐250km以下、☐350km以下など）や10km単位での数値記入欄の設定（例えば、「☐ 0km」）が可能。

内航船輸送を行う場合には、GHG関連情報として、内航船の輸送距離（10km単位（切り上げ））と積荷状況の区分（「空荷の復路を含む」又は「往路のみ」）を追加記載する。

その他GHG関連情報の内容については必要に応じた加除（例えば、製品輸送を行わない場合は「製品輸送区分」の項目を削除、トラック最大積載量のうち使用しない車種区分の項目を削除など）が可能。

注 なお、本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書等に必要情報（間伐材等由来の木質バイオマスであること等）を追加記載することで証明書とすることも可能。

3 は、LC-GHG関係情報の記載です。
(1)の原料区分や原料輸送区分は、受け取った証明書を参考に記載します。
また、選択肢は、該当区分や自数値等の直接の記載でも可

1 4 証明書発行の注意点

証明書の発行は、実際に分別管理を行う事業者

証明書を発行するのは、実際に分別管理を行う事業者です。

実際に現地で分別を確認することのない元請けや、書類上で仲介のみをする商社等が証明書を発行することは適当ではありません。

※ 1つの施業地において、複数の事業者に伐採を委託する場合に、1つの確認書類（伐採届出等）から複数の証明書が発行され煩雑となります。このため、全ての事業者が認定を受けていることを前提として、委託元が一括して証明書を発行することも可能です。その場合に委託元は、現場の確認などを行うとともに、証明書発行（分別管理）の責任を負うこととなります。

納入ごとの証明が必要

ガイドラインには、証明は「納入ごと」とされており、**納入ごとの証明**が必要です。

このため、月単位などまとめたの証明は認められていません。特に後日まとめた場合は、証明のない燃料材を使ったこととなってしまいます。

15 証明書発行の注意点

運搬のみを担う事業者

加工を伴わず、**運搬のみを請け負う事業者**は、由来の混在が想定されない場合には、証明書の発行は不要であり、**認定事業者である必要はありません**。ただし、複数の事業地を経由する可能性がある場合など、由来が混在する可能性が生じる場合には**事業者認定を受け、証明書を発行する必要があります**。

伐採届などの手続きが不要な木材

法令による伐採の手続きが不要な場合（屋敷林、剪定枝、ダム流木など）については、**所有者自らや伐採者が由来の証明書を作成**し、販売先に交付することで証明をすることができます。この場合、**証明書の発行において事業者認定は不要**です。

※「伐採を行う者」が木質バイオマスの伐採・剪定を行う造園事業者等で、**一般木質バイオマスとそれ以外の由来区分の木質バイオマスを扱う可能性がある**場合には、分別管理を適切に行えることを担保するため、**事業者認定を受ける必要があります**。

また、木質バイオマスを**集荷・加工**する可能性がある場合も分別管理をする必要があり、**事業者認定を受ける必要があります**。

※法令による伐採の手続きが不要な場合であっても、**LC-GHG関連情報を含む証明書**を発行する場合には、**事業者認定を受ける必要があります**。

16 証明書の工夫事例（納品書の活用）

納品書とトラックスケール計量票を合わせて証明書とする例です。
出材側と受け手側での計量票のやりとりが必要ですが、納品書の追記と計量票で証明書に必要な項目を全てカバーすることができます。

事前に共通事項等が記載された納品書を何枚か複写し所持した上で、納入ごとの必要最低限となる事項を納品書に追加記載する。同時に計量票を添付して証明書として発行する。

認定団体も交えて関係者で事前相談してください

納品書（証明書）	
納入先	日付
認定番号 事業者名	(添付する)
下記の通り証明します。	
由来区分：	計量票 日付 数量：
伐採箇所：	
数量：計量票のとおり	
樹種：	
原料区分：	
トラック最大積載量：	
輸送距離：	
担当者サイン	

17 証明書の工夫事例（計量票の活用）

計量票に必要事項を記載し証明書とする。なお、伐採箇所などの共通事項は事前に一括で通知して、事前通知の共通の簡略コード（番号や略号）を計量票にも記載する。

一括まとめて（事前に提出）

事前通知書

通知記番号

日付

納入先名

認定番号
納入事業者名

下記の通り施業することを通知します。

由来区分：〇〇

（間伐材等由来の場合、木質バイオマスの種類）

伐採箇所：施業地A

伐採面積：〇〇

予定数量：〇〇

主な樹種：〇〇

原料区分：林地残材 など

輸送距離：〇〇

【注意】

証明書から通知書の内容を特定できなければならない

（施業予定の「事前通知書」
ごとの番号等によるリンク）

【重要】納入者の
証明として記載
（ゴム印などで必
要な記載を加える
ことも可）

（納入ごと）

計量票（トラックスケール）

計量票（証明書）

日付

会社名：〇〇

数量：〇〇 t

区分：間伐材等

トラック最大積載量、距離
：〇〇 t 車以上、〇 km

以上の木材は上記区分の由来
であり、適切に分別管理され
ていることを証明します。

〔認定番号〕

担当者サイン 〇〇〇〇

通知書の（記番号）

- ◆ 発行及び受領した「証明書及び添付書類」は、5年間の保管が必要です。
- ◆ すぐに確認できるように整理した上で保管することが求められています。
(一覧表を作成して、証明書の発行順、交付先などの一定基準で整理をして保管しておくといでしょう。)
- ◆ 電子データによる保管
 - (1) 文字の判読に支障のない解像度で保存されていること
 - (2) ファイルやフォルダが整理されて、必要なファイルを速やかに特定できること
 - (3) 機器のトラブルが起きた場合にもバックアップ等によりデータが消失しないこと
(5年間)

●目的：

バイオマス発電における温室効果ガス排出量を可視化

●対象：

令和4(2022)年度以降に発電量1,000 kW以上のFIT/FIPの

①計画認定又は ②燃料計画の変更認定
を受けたバイオマス発電所

●スケジュール：

対象発電所は、2026年4月以降、LC-GHG伝達情報の記載された証明による燃料使用が必須

※ これ以前であっても、発電事業者の自主的取組としてLC-GHGを算定するために、当該情報を求められることがあります。

まず、納入先（販売先）がLC-GHG対応を必要としているかを確認

認定事業者の対応（共通）

1 LC-GHG対応の事業者認定を受ける

2 LC-GHGに対応した分別管理と証明書の発行

(1) 伐採段階

① 原料区分：3区分のうち「林地残材等」又は「その他伐採木」

② 原料輸送区分：トラック最大積載量(5区分)・内航船、輸送距離

※ LC-GHG既定値の大きい区分にまとめることも可能

(2) 流通・加工段階

③ 原料区分 ①の区分情報又は「製材等残材」

④ 原料輸送区分 ②の情報

⑤ 加工区分：「チップ加工」又は「ペレット加工」

⑥ 製品輸送区分：トラック最大積載量(5区分)・内航船、輸送距離

※ 既定値の大きい区分にまとめること、重量按分の構成比記載も可能

■ 取扱実績の報告

認定事業者から認定団体への毎年の取扱実績の報告が必要です。仮に**実績が無かったとしても**「0」（ゼロ）又は「なし」として報告する必要があります。

- 「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」の認定は、バイオマスの認定とは異なります。認定団体により、合法性と同時に申請をして、バイオマス認定を受けられる場合があります。ただし、**合法性の認定だけを受けていた場合は、バイオマス認定による証明は出来ません。**

不明な点、疑問点、分からないこと、自信がないことは、証明ガイドライン、運営マニュアル等を確認して、まずは認定団体に相談してください。それでも不明な場合は、「当協会の相談窓口」などへの照会も可能です。
ご照会の際には、認定事業者や認定団体のお考えもお聞かせください。

当協会の相談窓口は、以下からお願いします。

- ・ホームページ上の問合せフォーム
- ・URL : <https://jwba.or.jp/support/>



—連絡先—

〒110-0016

東京都台東区台東3-12-5 クラシックビル604

電話 03-5817-8491 FAX 03-5817-8492

Mail mail@jwba.or.jp

URL <https://www.jwba.or.jp/>